

歩いて楽しめる道路空間の構築に向けて

通称:ほこみち

歩行者利便増進道路について

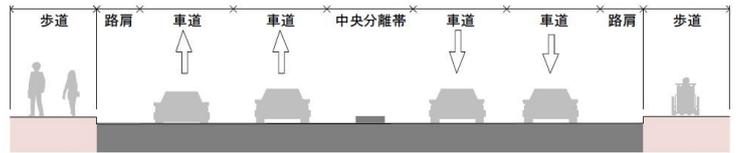
令和2年11月25日に施行されました〔道路法等の一部を改正する法律〕

制度の概要

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進

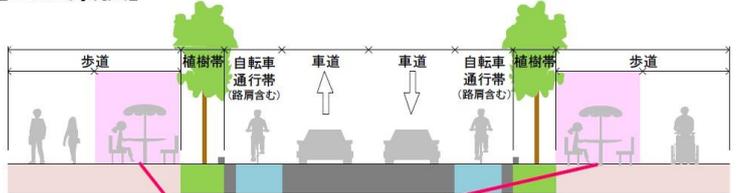
- 道路において、人々が集い、多様な活動を繰り広げる、にぎわい創出に資する空間へのニーズが高まっていますが、従来の道路法では、にぎわい創出につながる道路の位置づけが明確に規定されていないほか、道路管理者の主導により民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間をつくる仕組みがありませんでした。
- にぎわいのある道路空間を構築するための指定制度として、歩行者利便増進道路制度(通称:ほこみち)が創設されました。
- ほこみちに指定された道路では、新たな道路構造基準が適用され、歩道の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができます。

【再構築前】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【再構築後】



歩行者の利便増進を図る空間

出典:国土交通省資料

御堂筋におけるほこみち制度の導入

滞留ゾーンを“歩行者の利便増進を図る空間”に指定

- 車中心から、人中心のストリートに転換を図る空間再編の推進とその実現に向けた羅針盤として「御堂筋将来ビジョン」を策定しています。
- 同ビジョンでは、側道歩行者空間化により創出した空間を、通行や滞留等のゾーンに区分することとしていましたが、今回のほこみち制度の施行を受けて、滞留空間を“歩行者の利便増進を図る空間”として定め、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進をめざします。

【指定区間】御堂筋 難波西口～淀屋橋区間



【歩行者の利便増進を図る空間のイメージ】

- 歩道が広がった区間から、地元地域との調整を経たうえで、順次、歩行者の利便増進を図る空間の指定を検討します。



ベース図出典:御堂筋将来ビジョン